

平成30年北海道胆振東部地震に関する 緊急要望

平成30年9月
北海道

本道では、9月6日、これまで経験したことのない、過去最大となる震度7を記録する北海道胆振東部地震が発生し、震源地はもとより、全道各地に甚大な被害をもたらし、尊い命が失われるとともに、多くの方々が負傷されました。

また、大規模な土砂災害や家屋の倒壊、さらには、道内全域での停電によるライフラインの寸断や産業被害の拡大など、道民のくらしや経済社会活動に広範かつ多大な影響が生じました。

道においては、国など関係機関等と緊密に連携し、住民の皆様やボランティアの方々の懸命なご尽力もいただきながら、市町村や民間団体をはじめ、全道一丸となって、復旧・復興に向けた取組を進めております。

一方、道内全域にわたり宿泊客のキャンセルが相次ぐなど、本道経済に極めて大きな影響が生じており、道としても復旧状況等について、正確な情報を道内外や海外に向けて発信するなど風評被害の払拭に取り組んでおります。

本道の基幹産業である農林水産業や地域のくらしと経済を支える中小企業など、社会経済活動が速やかに回復し、北海道の強みである食や観光が一日も早く本来の活気ある姿を取り戻すことができるよう、引き続き、できる限りの対策を講じてまいります。

つきましては、道民が安心して元の生活を取り戻し、北海道の更なる発展につながる復興が実現できるよう、いまだ避難を余儀なくされている方々への支援や、これから本格化する被災地の復旧に向けた対応をはじめ、道民生活及び産業被害などへの支援、激甚災害の早期指定や必要な予算の確保など、国の支援について特段のご配慮をお願いいたします。

平成30年9月25日

北海道知事 高橋 はるみ

< 要望項目 >

I 被災地の迅速な復旧に向けた支援

- 1 激甚災害の早期指定 1
- 2 災害復旧事業の早期着手 1
- 3 災害対策関連事業等の推進 2

II 全道の電力需給ひっ迫等による産業被害からの復興

- 1 電力の全面復旧やエネルギー供給等の強靱化 3
- 2 農林漁業者等への支援 4
- 3 中小企業等への支援 5

III 被災者への支援

- 1 被災者支援の円滑な実施 7
- 2 被災住宅や応急仮設住宅への支援 7
- 3 児童生徒等に対する支援 8

IV 観光立国北海道の復興に向けた支援

- 1 観光需要の早期回復に向けた緊急対策 8
- 2 ユニバーサルで強靱な観光地づくり 9

V 地域・産業・物流を支える交通網の確保

- 1 鉄道の早期復旧とJR北海道への支援 9
- 2 港湾施設の早期復旧と充実・強化 9

VI 強靱な北海道づくりの推進

- 1 北海道強靱化計画の実効性を高めるための財政措置の充実・強化 ... 10
- 2 強靱化を支えるネットワークの整備 11
- 3 土砂災害から国民のくらしを守るための支援の強化 11
- 4 警察の災害警備活動等への支援 11

VII 復旧・復興に対する十分な地方財政措置

I 被災地の迅速な復旧に向けた支援

1 激甚災害の早期指定

- (1) 平成30年北海道胆振東部地震に伴う災害について、激甚災害の指定を速やかに行い、文化施設等も含め、特別の財政措置を講じること。【内閣府、財務省、文部科学省】

2 災害復旧事業の早期着手

- (1) 河川や道路、港湾、漁港をはじめとする公共土木施設、水道施設、林地や農地・農業用施設、文教施設、文化財等の災害復旧について、災害査定などの手続の簡素化や査定期限の延長に配慮するとともに、速やかな事業採択を図ること。【文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省】
- (2) 災害の申請に当たっては、施設本体の復旧のみならず、崩壊斜面から道路や河川への土砂流出が懸念されることから、発生源対策について柔軟な対応を図ること。【国土交通省】
- (3) 水道施設について、東日本大震災や熊本地震と同様、補助率を嵩上げするとともに、繰出金についても東日本大震災での措置を踏まえ、財政支援を講じること。【総務省、厚生労働省】
- (4) 多くの災害廃棄物が発生している被災自治体は、財政基盤が脆弱であることから、災害等廃棄物処理事業について、補助率の嵩上げを行うとともに、熊本地震と同様、大規模半壊、半壊の家屋に係る解体・撤去費用についても補助対象とするなど、地方負担の軽減を図ること。【環境省】
- (5) 市町村等の廃棄物処理施設自体にも被害が発生していることから、市町村等が実施する廃棄物処理施設災害復旧事業について、補助率の嵩上げなど十分な財政措置を講じること。【環境省】
- (6) 査定設計委託費等補助制度の採択要件の緩和や国費率の引上げなど、災害査定に要する測量や調査、設計等の費用について地方負担の軽減を図ること。【農林水産省、国土交通省】

3 災害対策関連事業等の推進

- (1) 道路、農地、林地などの被害は甚大かつ広範囲であることから、その復旧に当たっては、法令等に基づく復旧期間にかかわらず柔軟な対応を図ること。【農林水産省、国土交通省】
- (2) 被害を受けた施設等の原形復旧にとどまらず、今回及び過去の履歴も考慮した改良復旧や危険地域からの施設移転などの抜本的な対策について、柔軟な対応を図ること。【厚生労働省、国土交通省、環境省】
- (3) 山腹崩壊が広範囲にわたり発生しており、今後の降雨により大規模な土砂流出が危惧されることから、必要な対策への技術的な指導や助言、財政支援を行うこと。【国土交通省】
- (4) 今回の地震により荒廃が拡大した山地について、災害対策関連事業の決定前に応急工事に着手できるよう、柔軟な対応を行うこと。【農林水産省】
- (5) 農地等に堆積している大量の土砂や倒木、倒壊した家屋などの撤去に対する支援制度を創設すること。【農林水産省】
- (6) 災害復旧事業の対象とならない小規模な農地の復旧や、地中に埋設されているパイプライン等の点検・診断等を含む被災箇所について、特別な支援措置を講じること。
また、早期の被害状況調査が困難な箇所については、被害の報告時期に配慮すること。【農林水産省】
- (7) 2次被害・森林病虫害の発生の防止のほか、倒木の有効活用の観点から、倒木の撤去・搬出に係る経費に対する支援制度を創設すること。【農林水産省】
- (8) 市町村の林道施設の復旧について、国直轄制度や地方負担のない道施行による代行制度を創設すること。【農林水産省】
- (9) 道営の水力発電施設や私立専修学校など、災害復旧事業の対象外の施設に対する補助制度を創設すること。【文部科学省、経済産業省】
- (10) 火力発電所等の重要施設に水を供給する工業用水道の配水管の復旧について、要件緩和や補助率の嵩上げといった財政支援を図ること。【経済産業省】

- (11) 被災した職業能力開発校の建物・設備の復旧に関し、職業能力開発校施設整備費等補助金などの増額及び補助率の嵩上げによる財政支援などを行うこと。 【厚生労働省】
- (12) 地盤沈下による被害を受けた地域における被害原因の調査・究明及び再度被害防止を踏まえた工法検討に対する技術支援を行うこと。 【内閣府】

Ⅱ 全道の電力需給ひっ迫等による産業被害からの復興

1 電力の全面復旧やエネルギー供給等の強靱化

- (1) 今回の地震により発生した大規模停電（ブラックアウト）の原因分析と再発防止策の検討を踏まえ、電力の安定供給に万全を期すこと。 【経済産業省】
- (2) 電力需要の高まる冬季を前に苫東厚真発電所をはじめとした被災設備の早期の復旧に向けた支援を行うとともに、冬に向けた道民の節電の普及啓発に対し支援すること。 【経済産業省】
- (3) 2019年運転開始予定の石狩湾新港火力発電所と北本連系設備について、早期運転開始に向け特段の措置を講じること。 【経済産業省】
- (4) 発電所停止による大規模停電を避けるため、発電所の分散設置が可能となる送電網等の電力基盤の増強や、北本連系設備の更なる増強を行うこと。 【経済産業省】
- (5) 災害時に地域において石油製品を安定供給する体制を早急に構築するため、ガソリンスタンド（ＳＳ）への自家発電機整備事業の前倒し措置や来年度以降の事業継続を講じるとともに、自家発電機を有する全てのＳＳを対象に「災害時情報収集システム」を活用した連携体制の充実・強化を図ること。 【経済産業省】
- (6) 停電時における中小企業等の生産活動停滞を防ぐため、自家発電設備の導入や自家発電用の備蓄燃料貯蔵設備の新增設に対する支援制度を創設すること。 【経済産業省】

- (7) 道内に豊富に賦存する再生可能エネルギーを活用し、災害時に各地域の自立型電源となり得る、「エネルギーの地産地消」を促進する補助制度等を拡充すること。【経済産業省、環境省】
- (8) 医療機関等（病院・有床診療所）を対象として停電時の医療機能維持に必要な最低限の電力を確保するための設備整備に係る補助制度を創設すること。【厚生労働省】

2 農林漁業者等への支援

- (1) 本道の基幹産業である農林水産業が受けた甚大な被害からの再生を迅速に図るため、施設や家畜などの生産基盤の回復とともに、被災した事業者の経営安定に向け、損壊した機械設備、ビニールハウス等の導入や修繕・撤去、リースに要する経費、各種経営安定対策などについて、必要な措置を講じるとともに、負担軽減に配慮すること。【農林水産省】
- (2) 被災した農林水産事業者が安心して経営を継続できるよう、災害関係制度資金の金利負担軽減、既往借入金の償還猶予や貸付限度額の引上げ、共済金の早期支払など、必要な措置を講じること。【農林水産省】
- (3) 地震による停電や断水に伴う生乳や農林水産物の損失が発生したことを踏まえ、事業者の施設等における自家発電設備や給水ポンプ、貯水タンク、燃料タンクなどの導入に対する支援制度の創設や拡充を図ること。【農林水産省】
- (4) 被災した畜産農家等に対し、停電による乳牛の乳房炎の多発などに対する家畜衛生対策、家畜の導入、不足する飼料などの確保等について、必要な措置を講じること。【農林水産省、経済産業省】
- (5) 停電により、畜養魚や水産種苗のへい死、きのこの不良発生などで損害が発生した事業者に対する被害物の再生産経費への支援制度を創設すること。【農林水産省】

- (6) 停電による冷蔵施設の停止に伴い、漁獲した水産物の廃棄や価格の低下があったことから、船上での鮮度保持機器の導入に対し支援するとともに、漁協等が荷受けした水産物を一時的に保管できる水産物鮮度保持施設、省燃油型トラックなどの整備に対し支援すること。 【農林水産省】
- (7) J Aなどの集出荷貯蔵施設等が被災により使用できなくなったことにより、他施設等を利用せざるを得なくなった場合の横持ち輸送などに要する経費に対する支援を講じること。 【農林水産省】
- (8) 被災地の木材加工工場が、遠隔地から木材を調達する際の運搬経費への支援制度を創設するとともに、国有林材の安定供給に配慮すること。 【農林水産省】
- (9) 災害による復旧工事などの期間中、作付面積の制限が想定される農業者への特別な措置を講じること。 【農林水産省】
- (10) 国直轄工事の実施に当たっては、倒木の処理などにおいて被災地域の林業事業者の活用に配慮すること。 【農林水産省】

3 中小企業等への支援

- (1) 本道全域において、被災企業等における工場・事業所の修繕、設備の修理、買換え、被災した設備等の解体撤去等を対象としたグループ補助金を適用するとともに、グループ化ができない企業等の事業継続に向けた施設復旧等への個別補助制度を創設するほか、これらの事業者の負担相当分に係る長期・無利子貸付制度を設けること。 【経済産業省】
- (2) 本道全域において、中小企業事業協同組合等が行う生産・加工施設等共同施設の災害復旧に係る補助制度を創設すること。 【経済産業省】
- (3) 地震や停電により、製品、在庫、商品、原材料等の損害が発生した中小企業等に対する支援制度を創設すること。 【経済産業省】

- (4) 本道全域において、ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金や小規模事業者持続化補助金など既存補助金に係る予算の重点配分、被災事業者への優先採択、補助率の嵩上げ、及び補助限度額の拡大を講じること。【経済産業省】
- (5) 被災した中小企業等の税負担を軽減するため、企業が所有する建物等の復旧や経営力強化に向けた設備投資に対する優遇措置などを講じること。【経済産業省】
- (6) 小規模事業者の事業の復旧に必要な設備資金や運転資金の融資について、小規模事業者経営改善資金（マル経融資）に災害対応特別枠（貸付限度額の別枠措置、金利の引下げ）を設けること。【経済産業省】
- (7) 復旧・復興に不可欠な資金を確保するため、日本政策金融公庫法上の危機認定に基づく危機対応業務の発動や、その他の金融上の措置を講じること。【経済産業省】
- (8) 下請事業者の被災に伴う納入期限の遅れにより親事業者が取引先を変更することを防ぐなど、下請事業者における取引上の影響を最小限にとどめるよう、相談窓口の支援体制の充実を図るとともに、親事業者の被災による下請業者の取引減少などに配慮し、きめ細やかな支援策を講じること。【経済産業省】
- (9) 災害により被害を受けた商店街等が行う共同施設・設備の改修や商店街によるにぎわい創出に係る補助制度を創設すること。【経済産業省】
- (10) 地方卸売市場の施設等の復旧に向け、強い農業づくり交付金の災害時緊急対策を実施すること。【農林水産省】
- (11) 被害を受けた商店街等が高度化事業の災害復旧貸付を活用して施設整備を行う場合、事業者及び道の資金負担の軽減等の特例措置を講じること。【経済産業省】
- (12) 大地震による設備損壊や物流供給の遮断、長期にわたる停電にも対応できるよう、中小企業等のBCP（事業継続計画）策定に向け、更なる普及啓発等を実施すること。【経済産業省】

- (13) 地震や停電等の影響による経済活動の停滞を解消するため、道民の消費活動を刺激する施策に対し支援するとともに、道産品の生産活動の回復に向けた消費喚起の取組や国内外への道産食品プロモーションを支援すること。【内閣府、経済産業省】
- (14) 被災した事業主が雇用を維持できるよう、雇用調整助成金制度に関し、助成対象事業主の拡大や助成率の引上げといった特例措置を講じること。【厚生労働省】

Ⅲ 被災者への支援

1 被災者支援の円滑な実施

- (1) 今回の地震による被害実態を踏まえ、被害を受けた全ての地域を支援の対象とするとともに、国による特別の負担により対応すること。【内閣府】
- (2) 避難所運営支援など被災地支援に係る予算を確保すること。【内閣府】
- (3) 災害救助法における応急救助について、要件・基準の弾力的な運用及び事務手続の簡素化等を図ること。【内閣府】

2 被災住宅や応急仮設住宅への支援

- (1) 被災した住宅の修繕や再建に対し、手厚い支援を行うとともに、生活福祉資金等の貸付限度額の引上げや金利負担の軽減を図り、据置及び償還期間を延長すること。
また、生活福祉資金の災害援護費は無利子の取扱いとすること。【内閣府、厚生労働省】
- (2) 応急仮設住宅の建設に対して、補助率の嵩上げなど、特別な財政措置を講じるとともに、入居者の負担軽減に配慮すること。【内閣府】
- (3) 避難所をはじめとする様々な避難先での生活が長くなる被災者に対する健康相談支援やこころのケアなど、中長期的に十分な支援を行う必要があることから特別の財政措置を講じること。【厚生労働省】

3 児童生徒等に対する支援

- (1) 被災した児童生徒に対するきめ細かな学習支援を行うための教職員の加配措置や、教職員の業務負担を軽減するために必要なスクールサポートスタッフ等の確保に努めること。【文部科学省】
- (2) 被災した子どもたちへのカウンセリングや、保護者に対する助言・援助を早期に行い、安心して通常の学校生活を送ることができるよう、スクールカウンセラーの派遣等に関わる財政的な支援を行うこと。【文部科学省】
- (3) 今回の地震についても、東日本大震災や熊本地震と同様に幼稚園児への就園支援や、小・中学生の学用品費等の援助、私立高等学校等の授業料等の減免、特別支援学校の児童生徒等の就学奨励などを行う国の「被災児童生徒就学支援等事業」の対象とするとともに、国費で全額を補助すること。【文部科学省】
- (4) 保育所や認定こども園等が早期に開園できるよう、被災によって保育士等が不足する施設への人材派遣に要する手当や旅費、事故保険などの経費に対する支援を行うこと。【厚生労働省】
- (5) 障がい者（児）の障害福祉サービス等の利用について、被災者の負担軽減に努めるとともに、必要な経費に対する支援を行うこと。【厚生労働省】

IV 観光立国北海道の復興に向けた支援

1 観光需要の早期回復に向けた緊急対策

- (1) 観光庁・政府観光局(JNTO)や日本貿易振興機構(JETRO)の有する機能を活用し、本道観光に関する正確な情報発信とともに、国内外における北海道観光の復興に向けた誘客プロモーション等の実施及び支援協力を行うこと。【経済産業省、国土交通省】
- (2) 道民をはじめ、国内外の方々の観光需要を喚起するため、熊本地震や西日本豪雨災害で適用された割引付旅行プラン制度（ふっこう割）について、本道における観光産業への影響等を勘案した相応の規模で導入すること。【国土交通省】

2 ユニバーサルで強靱な観光地づくり

- (1) 多言語対応の観光案内標識の設置や無料公衆無線LAN整備など、非常時への備えにも対応した観光客の受入体制整備への支援を充実させること。【国土交通省】
- (2) 観光関連施設等の停電などによる営業停止を未然に防ぐため、発電機など非常用電源の導入に対する支援を行うこと。【経済産業省、国土交通省】
- (3) 道及び道内市町村が観光需要の回復に向けて行う、復旧・復興事業に要する経費について、特別交付税等による十分な地方財政措置を講じること。【総務省、国土交通省】

V 地域・産業・物流を支える交通網の確保

1 鉄道の早期復旧とJR北海道への支援

- (1) JR北海道の不通区間の早期の運行再開のために必要な技術的、人的及び資金的な支援を速やかに行うとともに、今回の災害に伴う減収や復旧費用等により、危機的な状況にあるJR北海道の運営が更に悪化することがないように、資金繰りなど必要な対策を講じること。【国土交通省】
- (2) 路盤等の強化やトンネル、橋梁などの大規模修繕等の前倒し、災害対応型車両の緊急増備・更新の前倒し、さらには、情報提供体制の整備や道内主要駅における非常用電源の確保など、災害に強い鉄道網の確立に向けて、国が必要な支援を早急に行うこと。【国土交通省】

2 港湾施設の早期復旧と充実・強化

- (1) 国際拠点港湾である苫小牧港における護岸や岸壁等の沈下やコンテナターミナルの液状化等を早期に復旧し、港湾機能の回復を図ること。【国土交通省】
- (2) 港湾は本道と道外・海外とを結ぶ物流経路と輸送能力の安定的な確保に重要な役割を果たすため、災害に強い港湾施設の充実・強化を推進すること。【国土交通省】

VI 強靱な北海道づくりの推進

1 北海道強靱化計画の実効性を高めるための財政措置の充実・強化

- (1) 近年、激甚化する傾向にある地震や大雨等の被害に備えるため、道路法面の災害防止や集落の孤立を防止する橋梁の耐震化、樋門などの河川管理施設の耐震化を推進すること。 【国土交通省】
- (2) 津波に対する防災力強化のため、避難路や海岸堤防などの整備に係る交付金の補助率の嵩上げ、地域要件の緩和など財政支援の充実・強化を図ること。 【国土交通省】
- (3) 国土強靱化や災害に強い農山漁村づくりに向け、災害リスクの高いため池の改修・廃止、用水施設の耐震化、農地の排水対策など、農業農村整備を計画的に推進すること。 【農林水産省】
- (4) 激甚な山地災害が発生していることを踏まえ、治山事業による防災・減災対策を計画的に推進すること。 【農林水産省】
- (5) 漁港は、海岸施設と一体となって高波などから背後集落を守る機能を有することから、防波堤などの漁港整備を計画的に推進すること。 【農林水産省】
- (6) 住宅や公共建築物の耐震化に対する国費率の引上げ等を図るとともに、耐震対策緊急促進事業の時限措置を延長すること。 【国土交通省】
- (7) 道営の水力発電施設に係る耐震性能の調査及び耐震化に対する補助制度を創設すること。 【経済産業省】
- (8) 火力発電所等の重要施設に水を供給する工業用水道について、非常用電源設備や貯油タンクなど、長期にわたる停電時に利用する設備の更新や容量の増強に対する補助制度を創設すること。
また、配水管路や浄水場等の施設に係る耐震性能の調査及び耐震化に対する補助制度を拡充すること。 【経済産業省】
- (9) 道路の法面崩壊や堤防の亀裂など甚大な被害が発生していることを踏まえ、防災点検の迅速な実施に要する経費について、地方負担を軽減するための財政支援の充実・強化を図ること。 【国土交通省】

- (10) 道路情報提供装置や河川情報システムのバックアップ電源の強化や維持管理、更新等に活用できる補助制度を創設すること。【国土交通省】

2 強靱化を支えるネットワークの整備

- (1) 災害時におけるリダンダンシー確保のため、高規格幹線道路や国道などの道路網の計画的・体系的な整備を図ること。【国土交通省】
- (2) 災害発生時において、通信サービスは被災された方々が情報収集や発信を行うための重要な手段であることから、大規模な地震や長時間の停電などといった災害に強い通信基盤の確立に向けて、国において、必要な支援・対策を講じること。【総務省】

3 土砂災害から国民のくらしを守るための支援の強化

- (1) 土砂災害防止法に基づく基礎調査の早期完了に向けて、財政・技術支援を更に強化すること。【国土交通省】

4 警察の災害警備活動等への支援

- (1) 災害警備活動には、車両、ヘリコプター等の燃料や救出救助用資機材など多額の経費が生じていることから、これらの経費について財政措置を拡充すること。【警察庁】
- (2) 災害警備活動に従事した職員の超過勤務手当や、停電時における滅灯対策に有効な信号機電源付加装置の整備に要する経費について、特段の財政措置を講じること。【警察庁】
- (3) 被災した全ての警察施設、交通安全施設について、早期復旧に向けた積極的な財政支援を行うこと。【警察庁】
- (4) 今後発生する大規模災害への対処能力の強化を図るため、必要な装備資機材の整備に要する経費を国において確実に予算措置すること。【警察庁】

Ⅶ 復旧・復興に対する十分な地方財政措置

- (1) 道及び道内市町村の応急対応や被災者支援、復旧・復興に要する経費について、特別交付税による財政支援や災害復旧事業債の資金確保など、十分な地方財政措置を講じること。【内閣府、総務省、財務省】